

# 市有地売却に係る募集要領

滝川市泉町土地区画整理事業において発生した市有地を下記のとおり売却をすることとする。

令和4年4月25日

滝川市長 前田 康吉

## 1. 物件の概要

本募集要領による売買物件の概要は次のとおりです。

- (1) 所在地 滝川市泉町406番
- (2) 用途地域 第一種住居地域(一丁目通 道路中心より北側 110mまで)  
工業地域(一丁目通 道路中心より北側 110m以降)  
(工業地域のみ特別用途地区設定あり)
- (3) 容積率 200%
- (4) 建蔽率 60%
- (5) 登記地目 宅地
- (6) 地積及び売却価格

物件	区画番号	地積	売却価格	備考
土地	A 1	約 4,393 m <sup>2</sup> ※	14,500,000 円	3,300 円/m <sup>2</sup>
土地	A 2	約 2,286 m <sup>2</sup> ※	7,900,000 円	3,456 円/m <sup>2</sup>

※ 境界確定測量の結果、多少の増減が発生する場合があります。地積に変更が生じた場合は、その増減に応じ、精算を行います。ただし、1 m<sup>2</sup>未満の場合は、精算を行わないこととします。

### (7) 特記事項

- ・ 滝川市防災ハザードマップ上、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に該当しません。
- ・ 区画番号A 1については、募集期間中に応募がない場合は、先着順にて区画割の相談に応じます。ただし、1,000 m<sup>2</sup>を超える地積であり、分割によって残地が著しく利用しづらくなるような形状に限ります。また、売却価格については、地積に上記のm<sup>2</sup>単価を乗じて算出します。

## 2. 応募の資格

日本国内に住民登録している個人又は日本国内で法人登録をしている法人とします。ただし、次の事項に該当する方は、申込みできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は代理人として使用する者
  - ア 市との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて市との契約を履行しなかった者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (6) 暴力団員その他反社会的団体及びその構成員又は公序良俗に反する用に供しようとする者

### 3. 募集申込方法等

- (1) 申込方法 本募集要領及び物件の状況を確認し、「市有財産購入申込書」に必要事項を記入・押印の上、受付期間内に直接持参するか、郵送で申込みしてください。なお、電話、メール及びファックスによる申込みはできません。
- (2) 受付期間 令和4年4月25日(月)から令和4年5月9日(月)まで  
~~※郵送の場合は必着とさせていただきます。~~  
 先着順にて受付しています。  
 午前8時30分から午後5時00分まで  
 なお、土、日曜日、祝日の問合せ及び受付は行いません。
- (3) 受付場所 〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号  
 滝川市役所(4階) 建設部都市計画課 TEL:0125-28-8038(直通)
- (4) 必要書類
  - ア 市有財産購入申込書【別紙1】
  - イ 住民票謄本(個人の場合)※発行から3か月以内のものに限ります。
  - ウ 登記事項証明書(法人の場合)※発行から3か月以内のものに限ります。
  - エ 暴力団等の排除に関する誓約書(法人の場合はその役員全員分)
  - オ 役員名簿一覧(法人の場合)
 ※(必要書類ア、エ、オの様式は市公式ホームページ→「組織案内」→「建設部」→「都市計画課」→「お知らせ・市有地売却のお知らせ」よりダウンロードしてください。)
- (5) 留意事項
  - ア 所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名で申込んでください。また、共有予定者全員の必要書類を提出してください。
  - イ 申込みにあたっては、必ず本募集要領及び物件調書【別紙4】を確認のうえ、物件の下見をして現状を確認してください。

#### 4. 当選者の決定方法

- ~~(1) 応募者が2者以上である場合は、抽選会により決定します。~~
- ~~(2) 抽選会日時及び場所 令和4年5月12日(木) 午前11時00分 滝川市役所(4階) 401会議室~~
- ~~(3) 応募された方は、抽選会に出席していただきます。抽選会を欠席された場合は、辞退したものと見なしますので注意してください。~~
- ~~(4) 抽選会の当日、都合により本人が出席できない場合は、「委任状【別紙2】」を受けた代理人による参加を認めます。~~
- ~~(5) 当選決定後に応募資格に該当しないことが判明した場合は、当選決定を取り消し、次点候補者があある場合は順次繰り上げることとします。~~
- ~~(6) 当選者が決定したときは、その者に市有地売払決定通知書を交付します。~~

#### 5. 売買契約の締結

- (1) 買受人は、所定の契約書【別紙3】により売買契約を締結していただきます。なお、契約締結日は、決定日の翌日から10日以内で別途協議の上決定します。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙など契約に必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

#### 6. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次のとおりとします。

- (1) 一括払い  
売買契約締結日から30日以内に納付していただきます。
- (2) 契約保証金払い  
売買契約締結時に契約保証金として、売買代金の10%以上を納付していただき、売買代金又は残金を滝川市が発行する納入通知書により、売買契約締結日の60日以内に納付していただきます。  
なお、契約保証金の納付後に契約解除があった場合、既に納付された契約保証金はお返しいたしません。

#### 7. 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納された時に所有権が移転するものとし、同時に物件の引き渡しがあったものとしま
- す。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、滝川市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、買受人の負担になります。

#### 8. 募集期間経過後の取扱い

募集期間中に応募者がいなかった場合は、随時、先着順にて受付するものとし、売却価格等契約の条件については同様とします。売却価格等の条件を見直した場合は、改めて公募します。

#### 9. その他

- (1) 「物件調書【別紙4】」の記載は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあります。契約までに変更される場合がありますので、申込者は必ずご自分で現地確認や諸規則の確認を行ってくだ

さい。

- (2) 滝川市は売買物件に契約不適合があっても、その責任を負うことはできませんので予めご承知おきください。(購入者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合は、引き渡し日から2年間は、協議に応じます。なお、滝川市の責任の範囲(賠償額)は売買代金を限度とします。)
- (3) 物件の地下埋設物調査は行っていません。

## 10. 担当部署

〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号

滝川市 建設部 都市計画課

電話 0125-28-8038(直通)